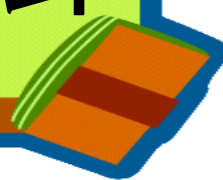


開成町立開成小学校

いじめ防止基本方針



令和6年4月1日

開成町立開成小学校いじめ防止基本方針

はじめに

「いじめ防止対策推進法」及び「開成町いじめ防止基本方針」に基づき、本校は学校教育目標を「自ら学び続ける意欲を持ち、心豊かに、成長する子どもの育成」とし、「ともに生き、ともに育つ」「一人ひとりかけがえのない存在」「全ては児童のより良い成長のため」という経営の基本方針のもと、仲間とかかわり合うことを通して、意欲的で心豊かな児童の育成を目指しています。

そこで、すべての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に生き生きと精一杯取り組み続けることができるよう、いじめ防止に向けての日常の体制を定め、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切かつ速やかに解決するための「開成小学校いじめ防止基本方針」を次のように定めます。

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットによる行為も含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 いじめに対する基本認識

- (1) いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、絶対に許されない行為である。
- (2) いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こりうる。
- (3) いじめは、家庭環境や対人関係など、様々な背景から、様々な場面で起こり得る。
- (4) いじめは、「被害者」や「加害者」だけでなく、「観衆」や「傍観者」と言われる周囲の子どもにも注意を払う必要がある。
- (5) いじめは、学校内での人間関係にだけにとどまらず、塾や社会体育、SNSなどの場面を通じて起こりうる。

3 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(本校のいじめ防止に関する基本的な姿勢)

すべての児童がいじめを行わず、ほかの児童に対して行われるいじめを認識しながら放置することが無いよう、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行います。

また、家庭や地域、関係機関との連携を大事にし、児童が多くの人々と関わり、多くの目で見守られるよう小学校を中心としたコミュニティ作りに努めます。

(いじめの禁止)

本校児童は、いじめを行ってははいけません。

(学校及び職員の責務)

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、保護者、地域住民他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合には、適切かつ迅速にこれに対処し、再発防止に努めます。

4 いじめの防止等に関する内容

(1) いじめの未然防止のための取組み

- ・児童の豊かな情操と道徳的判断力を培い、心の通うコミュニケーション能力の素地を養うため、すべての教育活動を通じた道徳教育及び人権教育、体験活動等の充実を図ります。
- ・児童が自主的に行ういじめ防止に資する児童活動に対する支援を行います。
- ・交流活動や行事、ボランティア活動等を通して保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を深め、地域で児童を見守る体制づくりに努めます。
- ・いじめは決して許されないという共通認識に立ち、全職員がいじめの態様や特質等について校内研修や職員会議を通して共通理解を図り、組織的に対応します。

(2) いじめの早期発見のための取組み

- ・いじめを早期に発見するため、在籍する児童に対する定期的な調査を次のとおり実施するとともに、児童の小さな変化を見逃さないように、日頃から複数の教員による観察と情報交換に努めます。

- | |
|--|
| ①児童対象生活アンケート調査 年2回（6月、11月頃）
②アンケート調査結果をもとに、学級担任による児童からの聴き取り |
|--|

- ・児童及び保護者がいじめに係る相談が行うことができるように、相談体制の整備を行います。

- | |
|---|
| ①スクールカウンセラーの活用
②相談窓口の設置→教育相談コーディネーター・児童指導担当他 |
|---|

- ・相談・通報のあった事案は、「開成小学校いじめ防止会議」を通して情報共有に努めます。
- ・いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置付けて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図ります。

(3) いじめの早期解決のための取組み

- ・いじめを見た、またはその疑いがある行為を見た場合は、すぐにいじめをやめさせます。
- ・いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認をします。
- ・いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的にを行います。
- ・いじめを見ていた児童等にも自分の問題として捉えさせ、誰かに知らせる勇気を持つよう指導します。
- ・はやしたてたり、同調したりしている児童に対しては、それらの行為がいじめに加担する行為であることを理解させるよう指導します。
- ・いじめの当事者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するために必要な措置を講じます。
- ・犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、町教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処します。

(4) インターネット上のいじめへの対応

発信された情報が急速に広がってしまうこと、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて発信される情報の特性をふまえて、インターネットを通じて行われる

いじめを防止し、児童及び保護者が効果的に対処できるように、情報モラル研修会等必要な啓発活動を行います。

5 「開成小学校いじめ防止会議」の設置

いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため「開成小学校いじめ防止会議」を設置し、学期に1回程度開催します。

いじめと疑われる相談・通報があった場合には、会議を緊急開催します。

(1) 「開成小学校いじめ防止会議」の構成

校長、教頭、総括教諭、児童指導担当、担任、学年主任、人権担当、教育相談コーディネーター、養護教諭

※ 検討事項や事案内容に応じて、依頼可能な第三者の参加を柔軟に検討し、校長が任命することがあります。

(2) 活動内容

- ・いじめ防止等の取組内容の検討、基本方針・年間計画作成・実行・検証
- ・いじめに関する相談・通報への対応
- ・いじめの判断と情報収集
- ・いじめ事案への対応検討・決定
- ・いじめ事案の報告

6 重大事態への対処

いじめにより、児童の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた場合や、相当の期間（年間30日を目安）欠席することを余儀なくされている等の疑いがある場合には、ただちに町教育委員会に報告し、教育委員会または学校が主体となって、迅速に調査に着手します。

(1) 「開成小学校緊急いじめ防止会議」の構成

・校長、教頭、総括教諭、児童指導担当者、養護教諭、該当児童学級担任

※ 事案内容により構成員については町教育委員会と検討し、校長が任命します。

※ 構成員については、専門的知識及び経験を有する者等の第三者の参加を図り、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めます。

(2) 活動内容

- ・発生した重大事態のいじめ事案に関する調査と解決
- ・いじめを受けた児童やその保護者に対して、経過報告を含めた適時・適切な方法での提供・説明
- ・町教育委員会への調査結果報告と教育委員会を通して町長への報告

7 記録・資料の保管

- ・町立小中学校は、日常からいじめの疑いがある行為をいじめ対策組織へ報告し、組織に共有した上で記録をすること。
- ・関係資料の保管についてアンケートや聴取の結果を記録した文書等の資料及び調査報告書は、保存期間を5年とする。

8 その他

いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、学校評価項目にいじめの起きない体制作りを加え、適正に自校の取り組みを評価します